

## ○薩摩川内市定住促進に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 14 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号

平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 31 号

平成 25 年 12 月 24 日条例第 63 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、本市における定住を促進する等のための諸施策を講ずることにより、本市の人口減少の緩和及び均衡ある発展を図り、もって活力に満ちた伸びゆく市域の創造に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。
- (3) 異動日 転入をした日として住民基本台帳に記録されている日をいう。
- (4) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、世帯側から申告されたものをいう。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (5) 新築 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に住宅を建築すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により新築する場合を除く。）をいう。
- (6) 新規購入 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅を購入すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により購入する場合を除く。）をいう。
- (7) リフォーム 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅（賃貸専用の集合住宅を除く。）を増築し、又は改築することをいう。

## (補助制度)

第 3 条 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）を交付する。

- (1) 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に定住のため転入をした者
  - (2) 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上の新築又は新規購入をした者
  - (3) 居住地の自治会に加入した者
  - (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
  - (5) その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付する。
- (1) 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に定住のため転入をした者
  - (2) 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上のリフォームをした者
  - (3) 居住地の自治会に加入した者
  - (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
  - (5) その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。
- 3 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）を交付する。
- (1) 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に転入をした者
  - (2) 川内駅をその利用区間に含み、かつ、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に発行された規則で定める対象経費以上の通勤用定期乗車券を購入して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）
  - (3) 居住地の自治会に加入した者
  - (4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
  - (5) 暴力団員でない者
- （補助金の申請）

第4条 住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けようと

する者は、その旨を市長に申請しなければならない。この場合において、住宅取得補助金及びリフォーム補助金を重複して申請することはできない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、当該補助金をそれぞれ交付するものとする。

- (1) 第3条第1項各号、同条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 申請に偽りその他の不正があった場合
- (3) 転出してから1年以内に本市内に再転入した場合
- (4) 申請時に既に転出していた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとする場合

(補助金の返還)

第6条 市長は、住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けた者(以下「補助金被交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金被交付者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅取得補助金の交付を受けた者が、異動日から3年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき、又はその新築若しくは新規購入をした住宅を譲渡したとき。
- (2) リフォーム補助金の交付を受けた者が、異動日から3年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。
- (3) 補助金被交付者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (4) この条例の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由がある場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金被交付者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該補助金被交付者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 3 条に規定する支給要件を満たしている場合又は改正前の条例第 5 条の規定により定住補助金若しくは通勤補助金の交付決定を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号及び同条第 3 項第 3 号の規定は、施行日後に改正後の条例第 4 条及び前項の規定により申請する補助金について適用する。

4 平成 19 年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後 1 年を経過する日までに住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定を適用する。

5 施行日から平成 22 年度までの間に市外転入した者で、移動日の 3 年前から平成 19 年度までの間に住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定を適用する。

6 平成 19 年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後 1 年を経過する日までに発行された通勤用定期乗車券を使用して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）については、改正後の条例第 3 条第 3 項の規定を適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する補助金について適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 31 号）

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 24 日条例第 63 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する補助金について適用する。